

鳥取県告示第319号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農林総合研究所畜産試験場における生産品の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

全国農業協同組合連合会鳥取県本部

大山乳業農業協同組合

鳥取県家畜改良協会

2 委託期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで